

令和3年1月22日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

除雪機についての注意喚起、電気温風機（セラミックファンヒーター）、石油ストーブ（開放式）に関する事故（リコール対象製品）について
（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 4 件
（うち石油給湯機付ふろがま 1 件、石油ストーブ（開放式） 1 件、
石油温風暖房機（開放式） 2 件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3 件
（うち電子レンジ 1 件、電気温風機（セラミックファンヒーター） 1 件、
IH調理器 1 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 16 件
（うち電気温風機（セラミックファンヒーター） 1 件、自転車 1 件、
電気洗濯機 1 件、除雪機（歩行型） 1 件、エアコン（室外機） 1 件、
照明器具 1 件、電気掃除機 1 件、携帯電話機（スマートフォン） 1 件、
電撃殺虫器 1 件、電気脱毛器（充電式） 1 件、
接続ケーブル（太陽光発電システム用） 1 件、
電動アシスト自転車 1 件、ACアダプター（携帯電話機用） 1 件、
電気蓄熱式湯たんぽ 1 件、
脚立（はしご兼用、アルミニウム合金製） 1 件、
電動車いす（ジョイスティック形） 1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 除雪機についての注意喚起（管理番号：A202000778）

①事件事象について

当該製品が作動中、手指を負傷しました。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中です。

消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度が施行された 2007 年（平成 19 年）5 月以降、報告のあった除雪機の事故については、これまでに 29 件の死亡事故及び 14 件の重傷事故が発生しています（本件を含む。）。

除雪機に誤って巻き込まれるなどした場合には、死亡又は重傷事故につながるおそれが高いことから、消費者の皆様におかれては、取扱説明書の記載や表示に従い正しく使用してください。

②再発防止に向けて

ア服装や作業場の環境をよく確認し、十分な準備・注意をする。

- ・ 安全な服装や装備をする。
- ・ 障害物の位置などの危険な箇所を作業前によく確認しておく。

イ除雪機の取扱い上の注意を守って正しく使用する。

- ・ 安全装置が正しく作動しない状態では絶対に使用しない。
- ・ 除雪機の投雪口に詰まった雪を取り除く際は、必ずエンジンを停止し、鍵を抜く。
- ・ 特に後進時は足元や後方に注意し、無理のない速度で使用する。

ウ除雪作業を行うことを家族や近隣の人などに声かけし、作業中は周囲に人がいないことを確認し、人を近づけさせないようにする。

エ作業中も天候や体調の変化に注意する。

また、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う際の事故情報も寄せられています。子供が被害者になっている事故もありますので、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う場合も注意しましょう。

③再発防止への取組

消費者庁は、2017 年（平成 29 年）12 月 20 日、2018 年（平成 30 年）12 月 5 日及び 2019 年（令和元年）11 月 13 日に除雪機の事故についての注意喚起を行っています。また、消費者安全調査委員会は、2019 年（令和元年）5 月 31 日、「歩行型ロータリ除雪機による事故」に係る事故等原因調査報告書を公表しています。

経済産業省においても「政府インターネットテレビ」を通じた注意喚起を行っています。さらに、独立行政法人国民生活センター及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）においても、それぞれ注意喚起を行っています。

一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）では、2004 年（平成 16 年）4 月から協議会加盟メーカーの除雪機（歩行型）において安全装置の義務化をするとともに、毎年度、事故の未然防止のため積雪地域の市町村等に対して広報紙を通じた注意喚起、販売店に対して使用者への安全指導の徹底を要請しています。

<参考>

○消費者庁

「除雪機による事故を防止しましょう！ー除雪機や除雪道具の使用中に毎年死傷者が出ています！」（2017 年 12 月 20 日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_171220_0001.pdf

「除雪機の作動時には細心の注意を！ーデッドマンクラッチ（安全装置）の無効化による事故が発生！ー」（2018 年 12 月 5 日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_019/pdf/caution_019_181205_0001.pdf

「除雪機の使用時の事故に注意しましょう！ーデッドマンクラッチ（安全装置）の無効化による事故が目立ちますー」（2019 年 11 月 13 日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_024/pdf/caution_024_191113_0001.pdf

○消費者安全調査委員会

「歩行型ロータリ除雪機による事故に係る事故等原因調査報告書」
（2019 年 5 月 31 日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_015/pdf/report_015_190531_0002.pdf

○政府インターネットテレビ

「暖房機器・除雪機を使う時はココに注意！冬の製品事故」（2016 年 1 月 19 日公表）

ウェブサイト：<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg13012.html>

○独立行政法人国民生活センター

「歩行型ロータリ除雪機の使い方に注意（再注意喚起）」（2015 年 1 月 26 日公表）

ウェブサイト：http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20150126_2.pdf

○独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）

「はしご・脚立及び除雪機の事故の防止について（注意喚起）」（2013 年 1 月 24 日公表）

ウェブサイト：https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2012fy/130124_1.html

○一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）

ウェブサイト：<http://www.jfmma.or.jp/jyoankyo.html>

(2) アイリスオーヤマ株式会社が輸入した電気温風機（セラミックファンヒーター）について（管理番号：A202000782）

①事象について

アイリスオーヤマ株式会社（法人番号：3370001006799）が輸入した電気温風機（セラミックファンヒーター）を使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償点検・修理・交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、ヒーター接続部の不具合により接続部が発熱し、発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2018年（平成30年）4月26日にウェブサイト情報を掲載し、対象製品について無償点検、修理又は交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202000782）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、品番、販売期間、対象台数

製品名	品番	販売期間	対象台数
セラミックファンヒーター	JCH-12D-W JCH-12D-P JCH-12D-D JCH-12D2W JCH-12D2P JCH-12D2A JHA-12-W JHA-12-T JHA-12-N JHA-12-P	2015年8月 ～ 2018年3月	133,345
セラミックファンヒーター照明付き	JCH-12DL-B		
加湿セラミックファンヒーター	SHH-121		
合 計			133,345

2018年（平成30年）4月26日からリコール（無償点検・修理・交換）を実施
改修率：42.2%（2021年1月21日時点）

＜リコール対象製品での事故件数＞

対象製品におけるリコール対象の内容による 2015 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	0	—	2017年度	1	火災
2019年度	1	火災	2016年度	—	—
2018年度	0	—	2015年度	—	—

※当該事故（管理番号：A202000782）は含まない。

＜対象製品の外観＞

ア セラミックファンヒーター JCH-12D、JCH-12D2、JHA シリーズ

イ セラミックファンヒーター照明付き JCH-12DL-B

ウ 加湿セラミックファンヒーター SHH-121

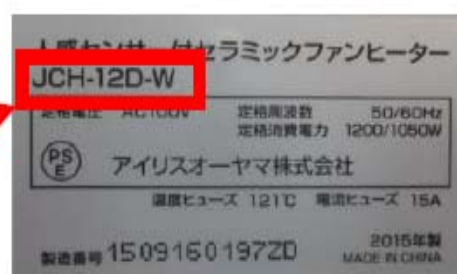


＜対象製品の確認方法＞

製品背面に貼られている定格シールで品番を御確認ください。

正面

背面



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者が行う無償点検、修理又は交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

アイリスオーヤマ株式会社 セラミックファンヒーター専用アイリスコール

電話番号：0120(638)444

受付時間：9時～17時（月～金曜日）

9時～12時、13時～17時（土・日・祝日）

※事業者指定休日を除く。

ウェブサイト：

<https://www.irisohyama.co.jp/safetyinfo/ceramic-fan-heater.html>

(3) 株式会社コロナが製造した石油ストーブ（開放式）について

(管理番号：A202000786)

①事象について

株式会社コロナ（法人番号：5110001014116）が製造した石油ストーブ（開放式）の給油タンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれ、建物を全焼、1棟を類焼する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償点検）について

同社は、当該製品を含む2000年（平成12年）以前に製造された石油ストーブ（開放式）及び石油温風暖房機（石油ファンヒーター）（下記③）に付属する給油タンク（よごれま栓タンク）について、長期間の使用による給油口の変形などの要因により、給油口がロックされたと使用者が誤認する「半ロック状態」になる事象が発生する可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2008年（平成20年）9月17日にプレスリリース及びウェブサイトへ情報を掲載し、翌18日に新聞社告を行うとともに、販売店の店頭及び消費者へのアフターサービス訪問時におけるチラシ配布、テレビCM等により、石油ストーブ等に付属する給油タンク（よごれま栓タンク）使用時の注意喚起を行い、無償点検を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202000786）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、型式、製造台数、製造年

- ・製品名：石油ストーブ等に付属の給油タンク（よごれま栓タンク）
- ・型式：2000年（平成12年）以前に製造された石油ストーブ等で、下表に示す型式に該当するもの
- ・製造台数：石油ストーブ 2,090,000 台
石油ファンヒーター 4,270,000 台
計 6,360,000 台

1) 石油ストーブ（開放式）

製造年	型 式			
1987	SX-1800DX	SX-2200DX		
1988	SX-1800	SX-2200	SX-1800DXA	SX-2200DXA
1989	SX-1810	SX-2210	SX-3000	
1990	SX-1820	SX-2220	SX-3020	
1991	SX-1840	SX-2240	SX-3040	
1992	SX-1850	SX-2250	SX-2250X	SX-3050
1993	SX-1860	SX-2260	SX-3060	
1994	SX-1870	SX-2270	SX-3060	
1995	SX-1880Y	SX-2280Y	SX-3080Y	
1996	SX-1800Y	SX-2200Y	SX-3080Y	NX-22Y
	RX-D18Y			
1997	SX-B21Y	SX-B26Y	SX-B35Y	SX-B27WY
	NX-26Y	RX-B21Y	RX-B26Y	
1998	SX-B21Y	SX-B26Y	SX-C210Y	SX-C260Y

	NX-26Y	SX-B35Y	SX-B27WY	
1999	SX-B21Y	SX-B26Y	SX-C210Y	SX-C260Y
	NX-26Y	SX-B35Y	SX-D27WY	
2000	SX-E210Y	SX-E260Y	SX-E21Y	SX-E26Y
	SX-B35YA	SX-D27WYA	NX-26YA	KM-D27WY

2) 石油ファンヒーター

製造年	型 式			
1993	FH-3360AYL			
1994	FH-2570Y	FH-3270Y	FH-3370AYL	GT-2570Y
	GT-3270Y	FK-F250	FK-F320	KH-A25Y
	KH-A32Y	KH-3207Y		
1995	FH-2580Y	FH-3280Y	FH-5580Y	FH-2580AY
	FH-3380AY	NH-2580Y	NH-3280Y	GT-2580Y
	GT-3280Y	KH-B25Y	KH-B32Y	FK-G250
	FK-G320	AH-3280Y		
1996	FH-A30Y	FH-A37Y	FH-A47Y	FH-A60Y
	FH-A30AY	FH-A37AY	NH-A30Y	NH-A37Y
	GT-A30Y	GT-A37Y	GT-A30YJ	KH-A30WS
	KH-A37WS	KH-C30Y	KH-C37Y	FK-H30
	FK-H37			
1997	FH-B30AY	FH-B37AY	FH-B30BY	FH-B40BY
	FH-B50BY	FH-B62Y	NH-B30BY	NH-B40BY
	GT-B30BY	GT-B40BY	KH-B30WS	KH-B40WS
	KH-D30BY	KH-D40BY	FK-J30	FK-J40
1998	FH-C320BY	FH-C430BY	FH-C530BY	GT-C30Y
	GT-C32BY	GT-C53BY	FK-K32	FK-K53
	KCF-A300			
1999	FH-D320BY	FH-D430BY	FH-D530BY	FH-MD30Y
	GT-D30Y	GT-D32BY	GT-D43BY	GT-D53BY
	GT-EG30Y	GT-KS30Y	FK-L30	FK-L32
	FK-L43	FK-L53		
2000	FH-E62Y	FH-EX32BY	FH-EX43BY	FH-EX53BY
	FH-ES32BY	GT-E30Y	KM-30Y	KS-E30Y
	FK-M30	FK-M32	FK-M43	FK-M53
	FJ-V30Y			

2008 年（平成 20 年）9 月 17 日からリコール（無償点検）を実施
改修率：2.2%（2020 年 12 月 31 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

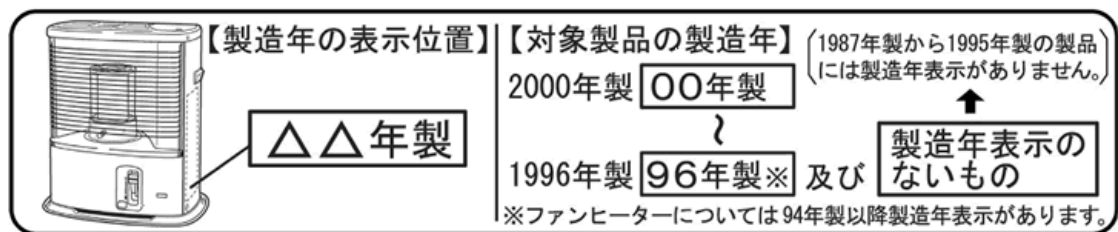
対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	0	—	2014年度	2	火災
2019年度	3	火災	2013年度	1	火災
2018年度	2	火災	2012年度	1	火災
2017年度	0	—	2011年度	0	—
2016年度	0	—	2010年度	1 1	火災 火災・軽傷
2015年度	1	火災			

※当該事故（管理番号：A202000786）は含まない。

<対象製品の確認方法>

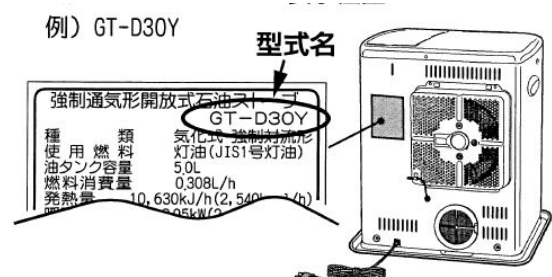
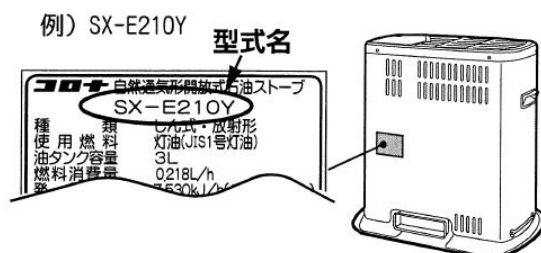
○製造年



○型式

（石油ストーブ（開放式）の表示位置）

（石油ファンヒーターの表示位置）

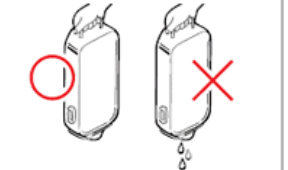


④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

また、事業者による点検を受けられるまでの間は、下図に従い給油口蓋が確実にロックされていることを御確認ください。

当該製品に限らず、石油ストーブ等に給油する際には、石油ストーブ等を必ず消火した上で、給油後は、給油タンクの蓋を確実に締め、蓋が締まっていることを確認してから石油ストーブ等に戻すよう、正しい給油方法に従って安全に給油を行ってください。

 警告 ●給油は、必ず消火し、火が消えたことを確かめてからおこなってください。火災のおそれがあります。	 給油時消火	 危険  ガソリン厳禁 必ず灯油をご使用ください ●ガソリンなど揮発性の高い油は、絶対に使用しないでください。火災の原因になります。
 警告 ●給油後、油タンクの給油口を確実にロックし、開かないことを確認してください。	 油もれ危険 ●給油後は、給油口を下にして油もれないことを確認してからストーブにセットしてください。	
①確実にロック 「パチン」と音が強く押す するまで強く押す 	②ロックの確認 持ち上げて確認 給油口をしめたあと、先端を指で持ち上げ、開かないことを確認してください。 	③油もれの確認 

【問合せ先】

株式会社コロナ お客様相談窓口

電話番号：0120(623)238

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.corona.co.jp/report/oshirase.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：加藤、鈴木、豊田

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：関根、田代、大江

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202000785	令和3年1月6日	令和3年1月19日	石油給湯機付ふろがま	FD-61N	タカラスタンダード株式会社	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するものか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	山形県	製造から15年以上経過した製品
A202000786	令和3年1月1日	令和3年1月19日	石油ストーブ(開放式)	不明	株式会社コロナ	火災	当該製品の給油タンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれ、建物を全焼、1棟を類焼する火災が発生した。現在、原因を調査中。	新潟県	製造から20年以上経過した製品 平成20年9月17日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:2.2%
A202000788	令和2年12月26日	令和3年1月20日	石油温風暖房機(開放式)	KD-D300	三菱電機株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するものか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から20年以上経過した製品
A202000790	令和2年12月26日	令和3年1月20日	石油温風暖房機(開放式)	KD-V323	三菱電機株式会社	火災	寮で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するものか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から20年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202000776	令和2年12月28日	令和3年1月18日	電子レンジ	NE-AT66	松下住設機器株式会社(現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	岐阜県	製造から25年以上経過した製品 令和3年1月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000782	令和3年1月1日	令和3年1月18日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	JCH-12D	アイリスオーヤマ株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	静岡県	令和3年1月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成30年4月26日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:42.2%
A202000793	令和3年1月6日	令和3年1月20日	IH調理器	S38EB1S	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用中、異臭が生じたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	埼玉県	令和3年1月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000774	令和3年1月1日	令和3年1月18日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	製造から20年以上経過した製品
A202000775	令和2年12月8日	令和3年1月18日	自転車	重傷1名	当該製品を押し歩いていたところ、転倒し、右手指を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月5日
A202000777	令和2年12月30日	令和3年1月18日	電気洗濯機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から15年以上経過した製品
A202000778	令和3年1月4日	令和3年1月18日	除雪機(歩行型)	重傷1名	当該製品が作動中、手指を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	新潟県	除雪機についての注意喚起を実施(特記事項を参照)
A202000779	令和2年12月28日	令和3年1月18日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から20年以上経過した製品 令和3年1月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000780	令和2年9月12日	令和3年1月18日	照明器具	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	山口県	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月4日
A202000781	令和2年12月1日	令和3年1月18日	電気掃除機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月26日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202000783	令和2年11月27日	令和3年1月19日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品に他社製のACアダプターを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大分県	ACアダプター(携帯電話機用)に関する事故 (A202000792)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月7日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000784	令和2年12月20日	令和3年1月19日	電撃殺虫器	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	山形県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月6日
A202000787	令和2年11月 ※不明	令和3年1月20日	電気脱毛器(充電式)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月5日
A202000789	令和3年1月6日	令和3年1月20日	接続ケーブル(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A202000791	令和2年2月14日	令和3年1月20日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品を使用中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月13日
A202000792	令和2年11月27日	令和3年1月20日	ACアダプター(携帯電話機用)	火災	当該製品に他社製の携帯電話機(スマートフォン)を接続して充電中、当該製品を汚損し、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大分県	携帯電話機(スマートフォン)に関する事故(A202000783)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月6日
A202000794	令和2年12月11日	令和3年1月20日	電気蓄熱式湯たんぽ	重傷1名	当該製品を使用して就寝中、右足に火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月18日
A202000795	令和2年12月15日	令和3年1月20日	脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)	重傷1名	当該製品を脚立として使用中、転倒し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月15日
A202000796	令和2年12月19日	令和3年1月20日	電動車いす(ジョイスティック形)	重傷1名	当該製品を使用中、熱湯の入った鍋を運んでいたところ、当該製品が突然停止したため熱湯をこぼし、両足に火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月7日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電子レンジ（管理番号：A202000776）



I H調理器（管理番号：A202000793）

